

令和 7 年度 国際会議レセプション等および国内シンポジウム開催支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和 7 年度 国際会議レセプション等および国内シンポジウム開催支援業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称

令和 7 年度 国際会議レセプション等および国内シンポジウム開催支援業務

(2) 業務の目的および内容

別紙「令和 7 年度 国際会議レセプション等および国内シンポジウム開催支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日(金)まで

3 予定価格

6,750,700 円 (消費税および地方消費税を含み、税率は 10%とする。)

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:「役務」

中分類:「イベント」に登録

・地域要件

県内事業者(滋賀県内に本店を有する事業者)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システム または

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077-528-4314

5 説明会の開催

説明会は開催しない。なお、質問等については、下記「7 企画提案書等に関する質問および回答」による。

6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の(1)～(5)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書 正1部
別添様式1により提出すること。申請者の概要、自己PRを記載すること。
- (2) 経費概算見積価格書(積算内訳書) 正1部、副7部
別紙の積算内訳書により提出すること。仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税の税額を明示すること。
- (3) 企画提案書 正1部、副7部
ア 別添仕様書に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。
イ 以下の内容を記載すること。
(ア) 国際会議にかかるレセプション等の企画・運營業務にかかる提案
・レセプションで提供する飲食および記念品ならびにシンポジウムの休憩時間に提供する滋賀県特産品の提案
・レセプション乾杯時の魚のゆりかご水田プロジェクトのPR方法の提案
(イ) 国内シンポジウムの企画・運營業務にかかる提案
・案内チラシ、ポスターおよび記録冊子のデザインの提案
・シンポジウムの趣旨を、参加が想定される対象者やWeb配信の受信者に効果的にPRし、より多くの参加者や視聴者を得るための周知方法の提案
(ウ) その他記載事項
a 業務スケジュール
・業務項目ごとに業務完了までのスケジュールを記載すること。
b 実施体制
・責任体制、連絡調整者、担当者等について記載すること。
ウ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
エ 装丁は、A4サイズ(縦横及び白黒カラーは不問)とすること。
オ 頁数は、10頁以内(文字サイズ11ポイント程度、表紙は含まない)とすること。
カ その他(本事業の目的等のために必要と考えられる事項)
- (4) 関連業務実績に関する書類(様式不問)
ア 令和2年度以降、現在までの間の本業務と関連性の深い業務の受託実績一覧 正1部

- イ 受託実績に関する契約書等の写し（受託実績一覧に記載した業務全て）
- (5) 「社会政策面での取組」関係資料（登録や認証を受けている場合、各1部）
- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し
- (ア) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
- (イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- (ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- (エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和7年9月8日（月曜日） 17時まで ※必着

(2) 質問方法

別添様式2の「質問票」により、メールまたはFAXで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめ、令和7年9月9日（火曜日）を目途に、質問およびその回答を滋賀県ホームページ（県民の方 > しごと・産業・観光 > 農業 > 農村の振興）で公表する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/>)

なお、回答に対する質問は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年9月11日（木曜日） 17時まで ※必着

(2) 企画提案書の提出方法

下記「12 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土・日・祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9 契約予定者の決定

(1) 決定方法

提出のあった企画提案書等について、滋賀県農政水産部耕地課および関係課の職員4名の委員をもって設置するプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、公正かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を決定する。

審査委員の採点を集計し、評価点の総合点（計（1）＋計（2））が最も高かったものを本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。また、総合点が最も高い事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者とする。

(2) 審査会の日時

審査会は令和7年9月12日（金曜日）に行う。

(3) 審査会の審査方法

事業者から提出された企画提案書等により、書類審査において、下表の審査内容の各項目①～⑤について「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける（5：十分満たしている、4：ほぼ満たしている、3：普通である、2：やや不足している、1：不足している）。「5」の評価については、各審査項目において最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。なお、項目①は評価点を5倍、項目②は3倍、項目③④は4倍、項目⑤は2倍に加算する。⑥の経済性の審査については、予定価格に対する比率に応じて点数をつけ

る。

審査項目	重みづけ	評価点
① 国際会議にかかるレセプション等の企画・運營業務にかかる提案 ・レセプションで提供する飲食および記念品ならびにシンポジウムの休憩時間に提供する滋賀県特産品が、本県農畜水産業の魅力を発信できるものとなっているか	× 5	25
② 国際会議にかかるレセプション等の企画・運營業務にかかる提案 ・レセプション乾杯時の魚のゆりかご水田プロジェクトのPR方法が魅力的なものとなっているか	× 3	15
③ 国内シンポジウムの企画・運營業務にかかる提案 ・案内チラシ、ポスターおよび記録冊子のデザインが、シンポジウムの趣旨が伝わり、多くの人に関心を持って参加を促すような魅力的なものになっているか。	× 4	20
④ 国内シンポジウムの企画・運營業務にかかる提案 ・シンポジウムの趣旨を、参加が想定される対象者やWeb配信の受信者に効果的にPRし、より多くの参加者や視聴者を得るための周知方法の提案が優れているか。	× 4	20
⑤ 実現可能性 ・全体のスケジュールや実施体制が無理のない内容となっているか ・令和2年度以降、現在までの間に本業務と関連性の深い業務実績を有している	× 2	10
⑥ 経済性 ・経費節減を意識した見積金額が提示されているか。 ・見積内容が適切なものであると認められるか。 予定価格の80%未満 … 10点 予定価格の80%以上85%未満 … 8点 予定価格の85%以上90%未満 … 6点 予定価格の90%以上95%未満 … 4点 予定価格の95%以上 … 1点	—	10
計 (1) (満点)		100

なお、社会政策推進に配慮した取組の観点からの評価について、下表のとおり加算するものとする。

審査項目	評価点
⑦ 社会政策 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認	2

定を受けているか。	
高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	2
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	2
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2
「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2
計 (2) (満点)	10

(4) 審査結果の通知

審査会の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

(5) 契約の締結

審査会で決定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。この額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

(6) その他

契約予定者に決定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土・日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、「12 書類の提出先および問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土・日を除く営業日）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

10 無効

次の各号に該当した場合は、無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) この公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (4) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

12 書類の提出先および問合せ先

滋賀県農政水産部耕地課 企画・技術管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

左寄・臼井

TEL : 077-528-3945 FAX : 077-528-4888

E-mail : gh00@pref.shiga.lg.jp